



## 1 (一) 日本 ADR 協会主催シンポジウムの概要

本誌第 36 号でお知らせした (一) 日本 ADR 協会主催のシンポジウムが、去る 7 月 8 日、東京都中央区で開催されました。

当日は、「ADR 利用者による評価を実務にどう活かすか」と題して、パネルディスカッション及びグループディスカッションの 2 部構成により議論が進められました。

また、(一) 日本 ADR 協会の最近の取組について報告が行われました。

その概要は次のとおりです。

### 第 1 部 パネルディスカッション

ADR 調査研究会が実施した 2014～2015 年度 ADR 利用者調査の結果について紹介があった後、愛知県弁護士会、(二) 全国銀行協会及び新潟県司法書士会のパネリストにより、利用者アンケートの取組や実務へのフィードバック方法等について、パネルディスカッションが行われました。

その内容を一部御紹介させていただきます。

- ・ 調停の結果が不利であっても、調停手続全体は「満足している」と評価する人が一定程度いて、それを分析し、フィードバックしていくことが重要である。
- ・ フィードバックは、紛争ごとのニーズをくみ取り、制度面の改善と手続面の改善の 2 段階で行う必要がある。

### 第 2 部 グループディスカッション

参加された方全員が少人数のグループに分かれて、第 1 部の内容を踏まえ、「新たな発見」、「疑問」、「自組織における有益な取組」の 3 点について、活発な情報・意見交換が行われました。

その内容を一部御紹介させていただきます。

- ・ アンケートの質問項目の設定に関して、ADR の制度目的にとられない質問項目を設けることも面白い。
- ・ 利用者が ADR の制度目的とは異なる期待を持っていることで、手続が中立公正であっても不満を持つ者がいるところ、アンケート結果として、不満を持つ者からの意見を取り上げるべきか否かの見極めが重要である。

### (一) 日本 ADR 協会からの報告概要

(一) 日本 ADR 協会が、各都道府県の同協会会員と消費生活センターの間を取り持ち、同会員が現地の消費生活センターに赴く訪問ヒアリングについて、紹介がありました。

また、実際にヒアリングを実施した司法書士会などからは、今後の協力関係を築いていく上で、有益な機会であったとの感想が多くあり、ヒアリング後に、実際に消費生活センター経由の利用申請もあったとの報告もありました。

(第 1 部 パネルディスカッションの様子)



最後に、シンポジウムには、多くの事業者の皆様方が参加され、それぞれ見識を深めたり、情報・意見交換の機会ともなりますので、事情の許す限り参加されることをお勧めいたします。なお、本シンポジウムにつきましては、(一) 日本 ADR 協会のホームページ (<http://japan-adr.or.jp/>) にも掲載される予定とのことです。そちらも御覧ください。

## 2 新たな認証事業者のお知らせ

次の事業者が、ADR 法第 5 条による法務大臣の認証を受けました。

これにより、現在活動中の事業者数は、146 となりました。

- 宮崎県土地家屋調査士会  
(認証番号 149：平成 28 年 7 月 15 日認証)

### 【お問い合わせ先】

法務省大臣官房司法法制部  
審査監督課 紛争解決業務認証係  
☎：03-3580-4111 (代表) 内線 5923, 2378  
E-Mail: adr-c@moj.go.jp